

I 基本的事項

趣旨・目的

第2期データヘルス計画が令和5年度で終了するため、第3期計画を策定するもの。生活習慣病をはじめとする疾病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下を防止し、できる限り長く在宅で自立した生活を送ることのできる高齢者を増やすことを目的とする。

計画期間

令和6年度～令和11年度の6年間（2024年度～2029年度）

市町村との連携

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業等の保健事業等を委託することで、適切かつ効果的な保健事業の展開を図る。

現状の整理

【被保険者の推移】

2018年度（平成30年度）から増加傾向であり、2022年度（令和4年度）4月1日時点で132,642人（約5.8%増加）となっている。

【第2期計画の評価結果等】

目的	評価指標	目標値	評価結果
被保険者の自発的な健康づくり	健康診査受診率	50%	目標値に達した
	歯科健診受診率	19%	改善傾向にある
生活習慣病等の予防・重症化防止	脳梗塞1人あたり医療費	減少	目標値に達した
	慢性腎不全(透析あり)1人あたり医療費	減少	目標値に達した
	特定疾病(人工透析)認定者数の割合	減少	変わらない
フレイルの予防	BMI20以下の被保険者の割合（男性）	15%以下	目標値に達した
	BMI20以下の被保険者の割合（女性）	20%以下	変わらない
	骨折1人あたり医療費	減少	変わらない

※2022年度(令和4年度)末時点の目標に対する評価結果

※受診率の分母は受診券事前配布数+随時発行数

II 健康医療情報等の分析

共通

- 被保険者数は、2028年度のピークまで緩やかに増加し、以後減少する。総医療費もほぼ同様に推移する。
- 平均余命・平均自立期間は、ともに男性は全国より短く、女性は全国とほぼ同等である。

健康診査分析

- 健康診査・歯科健康診査ともに、受診率は増加傾向にある。
- 低栄養・口腔・服薬（多剤）・服薬（睡眠薬）・重症化予防（コントロール不良者）・重症化予防（腎機能不良未受診者）の各ハイリスク者は、年々増加している。
- 身体的フレイル（ロコモを含む）・重症化予防（糖尿病等治療中断者）・重症化予防（基礎疾患保有+フレイル）の各ハイリスク者は、急激に増加している。

医療費分析

- 1人あたり医療費は、外来・歯科は全国と比較してやや低く、入院は全国と比較してとても高いが、1件あたり医療費でみると、外来・歯科は全国と比較してやや高く、入院は全国と比較してやや低い。
- 疾病分類別1人あたり入院医療費については、男性は脳梗塞・骨折・慢性腎臓病（透析あり）・関節疾患の順、女性は、骨折・脳梗塞・関節疾患・骨粗しょう症・パーキンソン病の順で、いずれも全国と比較して高い。
- 疾病分類別1人あたり外来医療費については、男性は高血圧症が、女性は関節疾患が、いずれも全国と比較してやや高い。
- 後発医薬品使用割合は、年々使用割合は増加しているものの全国平均には届いていない。

介護分析、介護と医療のクロス分析

- 介護給付費の推移は、居宅の給付費が年々増加傾向であるものの、全国と比較すると施設の割合が高い傾向にある。
- 介護認定者の疾病別有病率は、筋骨格疾患・高血圧・脂質異常症の順となっている。
- 介護認定別1人あたり医療費は、介護認定の有無に関わらず入院の1人あたり医療費は全国と比較して高い傾向にあり、介護認定ありとなしを比較すると約7倍となっている。
- 介護認定ありの外来と入院を比較すると、入院は外来の約4.4倍となっている。

III 計画全体

【全体目的】

後期高齢者の保健事業を効果的・効率的に実施することで、被保険者の健康保持増進を図り、健康寿命を延伸する。

【評価項目(共通評価指標)と目標値】(抜粋)

評価項目（共通評価指標）	計画時	目標値
	(R4)	(R11)
健康診査受診率	17.35%	23.00%
一体的実施事業 実施市町村数割合		
ハイリスク者（低栄養）	11.76%	38.00%
ハイリスク者（口腔）	0.00%	23.00%
ハイリスク者（服薬（重複・多剤等））	0.00%	28.00%
ハイリスク者（重症化：糖尿病性腎症）	5.88%	80.00%
ハイリスク者（重症化：その他）	2.94%	40.00%
ハイリスク者（健康状態不明者）	29.41%	80.00%

※受診率算定の分母は除外対象者を除く被保険者数

IV 個別事業

- 医科健康診査：①医科健康診査受診率向上
- 歯科健康診査：②歯科健康診査受診率向上
- 一体的実施：③ハイリスクアプローチの推進
④ポピュレーションアプローチの推進
- 医療費適正化：⑤服薬の適正化 ⑥ジェネリック使用割合の向上
- 高齢者保健：⑦重複投薬者等訪問相談
⑧糖尿病性腎症重症化予防の保健指導

V その他

- 計画の評価・見直し：令和8年度に中間評価を行い、次期第4期計画の策定を円滑に行うため、令和11年度に前年度までの実績から仮の最終評価を行う。評価の結果は、ホームページに掲載するほか、医療懇話会で報告する。
- 計画の公表・周知：ホームページに掲載するなどし、広く周知するように努める。
- その他：保健事業の実施にあたっては、個人情報保護法等関係法令を遵守し、適切な個人情報保護に努める。